

大東監告示第2号

保健医療部に対する定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和7年3月3日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 小南いちお

【担当 監査委員事務局】

令和6年度 第2回 定期監査等の結果報告

1. 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の対象

監査の対象は、保健医療部（高齢介護室、保険年金課、保険収納課、地域保健課）が所管する令和6年度の事務及び事業全般とした。

3. 監査の期間

令和6年9月9日から令和7年2月20日まで

4. 監査の着眼点

本監査は、大東市監査基準に基づき、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。

なお、令和5年度から運用している文書管理・電子決裁システムについて、文書事務が円滑かつ適正に実施されているかどうかについても検証を行った。

5. 監査の実施内容

大東市監査基準に基づき、保健医療部の室及び各課が所管する令和6年度の事務事業について、文書管理・電子決裁システムに登録された起案書等のデータの開示並びに同システムによらず紙媒体等で作成された帳簿及び文書の提出を求め、これらを基に文書を作成した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行について監査を行った。

6. 監査の結果

多くは適正に事務が執行され、最小の経費で最大の効果をあげるよう努めていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記のとおり指摘を行う。

(1) 適正な事業者の選定手続について

近年、複雑化・多様化が進む行政課題等に的確に対応するため、本市においては、民間事業者と連携して公共サービスの充実に取り組む「公民連携」の手法を取り入れた施策を積極的に進めており、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターの事業委託もその一環と思われる。事業開始当初は複数の事業者から応募があり、市の仕様を満たすに当たって最も相応しいと判断した事業者を選定したが、それ以降は「競争入札には適さない」という理由で、当初に選定した事業者と漫然と随意契約を重ねている。

又、生活サポートセンター事業は、補助金事業であり、同事業の要綱で定められた条件に合致する事業者が申請すれば補助金の交付対象となるにも関わらず、事業者募集の公募手続が行われず、毎年、当初選定された事業者のみに補助金を交付するに至っている。

本来は競争性を担保するため、一定の期間（通常1年）ごとに事業者選定を行うべきものであり、随意契約とする場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれに該当するかを適正に判断されたい。

(2) 委託事業の実績把握等について

地域包括支援センター運営事業と地域支援事業については、株式会社コーミンに委託している。委託事業は、受託事業者が市の仕様書どおりに事業を行い、その実施内容を市に文書で報告し、その内容が適切であればその対価として委託料を支払うというものである。

しかるに、これらの事業では再委託した部分を含めて、契約書で提出が定められた事業実施報告書が提出されておらず、又は提出されていても不完全なものとなっている。当方としては、これらが提出されていなければ、委託料が適正であるかどうか判断できないため、過去に遡って、事業の詳細を把握し、委託料が正当な額であったかを確認されたい。

仮に正当な額でないことが判明した場合は、契約書条項に基づき、返還請求する等市として適切な措置を講じられたい。

(3) 委託事業における利用者自己負担分の収納について

肺炎球菌や麻疹風疹の予防接種、国民健康保険人間ドック・脳ドックにおける利用者自己負担分は、利用者がそれぞれ実施する医療機関に支払うことになっているが、これらの事業は市の事業であることから、自己負担分は公金の性格を有するものである。

本来、公金の「私人への収納委託事務」の手続を執り、受領した者が市に納入すべきである。現在の実施方法が、市と事業受託者の事務負担を軽減し、当該方法を継続するのであれば、適法な処理となるような根拠を構築されたい。

(4) 介護関係サービスの地域単価について

その他の生活支援サービスにおけるコードレス掃除機貸与事業では、東大阪市の事業所と事業所所在地の地域区分単価を用いて契約している。介護保険制度では原則、地域区分単価は事業所所在地によるとされているが、その他の生活支援サービスでは実施市町村所在地の地域区分単価によるとされており、適切な地域区分単価に改められたい。

(5) 住宅改修費の支払について

住宅改修費及び福祉用具改修費の支払においては、令和5年度の申請分を翌年度に支払っているケースがあった。確かに会計規則では『補助金の請求時が支出負担行為の整理時期である』と規定されているが、地方自治法施行令第143条第1項第4号によると、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度」が歳出の所属する会計年度である。同施行令に反しないような事務処理とされたい。

7. 監査委員意見

近年の定期監査では、契約事務と文書事務の不備について少なからず指摘してきた。今回の指摘事項において、改めて項目を立ててはいないが、十分に改善されているとは言えない。

まず、契約事務においては、「競争入札に適さない」として、安易にいわゆる2号随契を多用されている。契約の基本は競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令に定められた条件に合致するものに限ることを再認識するとともに、随意契約を行う場

合は、その理由を丁寧に起案文書に記載されたい。

次に文書事務においては、伺い文が不十分であったり、紙文書との併用などで、電子決裁・文書管理システムに入力された内容だけでは、意思決定の内容が明確に表されていないケースや、完結手続など必要な入力が見逃されているケースが目についた。同システムの導入以降、決裁の基本は電子化であることを再確認し、同システム上において正確な起案文書を作成すること。

職員におかれては、これらの事項に注意を払い、しっかりと事務改善に注力していただきたい。なお、作成された文書を監査するなかで、同じ部内においても契約事務や文書事務の完成度が大きく異なると感じた次第である。地域保健課の起案書での伺い文はきちんと作成されており、契約事務でも警備や清掃で入札を行い、随意契約の複数見積も多く徴取されていた。取得価格50万円以下の備品台帳も整備されていた。又、諸福老人福祉センターの金銭出納簿や紙ファイル文書は丁寧に作成されていた。他の部署も見習ってほしい。

その他、実務と例規との関係においても、公金の私人へ収納委託を定めた地方自治法の改正、市の事務に適用範囲を広げた個人情報保護法の改正が、市の例規等に反映されていないケースや、市の事務で実務が先行して依拠する要綱等が制定されていないケースがあった。現場の職員は日常業務に忙殺され余裕がない状況かもしれないが、法令等の改正に注意を払うとともに、継続的な事業は、その内容の根拠となり、市民に公開する権能を持つ要綱等の整備を是非お願いしたい。

最後に、定期監査は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としている。

今回取り上げなかった事務執行についても、これまで実施していた方法が常に正しいとは限らない。職員にあっては、自らが行っている事務の目的や根拠を理解し、常にどうすれば事務を改善できるか、どのように行動すればよいかを念頭に置き、行動していただきたい。

又、とりわけ管理職員はそれを率先して行動で示し、各職場にどうやって波及、定着させていくのか、それぞれが各職場で実践していただきたい。

以上